

寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策

長又高夫

はじめに

南北朝期に活躍した広学博覧の公卿北畠親房は、南朝の正統性を主張する為に著した『神皇正統記』（後嵯峨）において鎌倉幕府の政治についても論及し、北条泰時を次の様に評している（傍線長又）。

大方泰時心タバシク政スナラニシテ、人ヲハグクミ物ニオゴラズ、公家ノ御コトヲオモクシ、本所ノワズラヒラトドメシカバ、風ノ前ニ塵ナクシテ、天ノ下スナハチシズマリキ。カクテ年代ヲカサネシコト、ヒトヘニ泰時ガカトゾ申伝ヌル。陪臣トシテ久シク權ヲトルコトハ和漢兩朝ニ先例ナシ。其主タリシ頼朝スラニ世ヲバズギズ。

（中略）彼泰時アヒツギテ徳政をサキトシ、法式をカタクス。己ガ分ヲハカルノミアラズ、親族ナラビニアラユル武士マデモ

イマシメテ、高官位ヲノゾム者ナカリキ。其政次第ノママニオトロヘ、ツキに滅ヌルハ天命ノヲハスルガタナリ。七代マデタモテルコソ彼ガ余薫ナレバ、恨トコロナシト云ツベシ

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリカハシサ、頼朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本国ノ人民イカダナリナマシ。此イハレをヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。所々ニ申ハベルコトナレド、天日嗣ハ御譲ニマカセ、正統ニカヘラセ給ニトリテ、用意アルベキコトノ侍也。神ハ人ヲヤスクスルヲ本誓トス。天下ノ万民ハ皆神物ナリ。君ハ尊クマシマセド、一人ヲタノシマシメ万民ヲクルシムル事ハ、天モユルサズ神モサイハイセヌイハレナレバ、政ノ可否ニシタガイテ御運ノ通塞アルベシトゾオボエ侍ル。マシテ人臣トシテハ、君ヲタウトビ民ヲアハレミ、天にセクグマリ地ニヌキアシシ、日月ノテラスラ

アフギテモ心ノ黒シテ光ニアタラザランコトヲラヂ、雨露ノホ
ドコスラミテモ身ノタダシカラザルシテメグミニモレンコトヲ
カヘルミルベシ。

北畠親房は、右文の如く泰時の「徳政」を賞賛している。その上で幕府を立ち上げた頼朝と執権政治体制を構築した泰時、この二人が「徳政」を心がけたからこそ、その余薫によって鎌倉幕府は長く持ちこたえることが出来たのだと述べている。この「徳政」が撫民政策を中心とした仁政のことを指し示している事は言うまでもない。

北条泰時が撫民を心がけたことは、「御成敗式目」制定の趣旨を彼自身が説明した文章の中に「人の心の曲がれるをば棄て、直しきをば賞して、おのづから土民安堵の謀り事にてや候とてかやうに沙汰候」とある事からも窺うことが出来る（貞永元年八月八日付北条重時宛書状）。彼は儒教道徳（道理）を重んじ、その理念に基づき幕府の基本法たる御成敗式目を立法したのであった。

仁治三（一二四二）年に死去した際には、公卿の藤原経光から「性稟廉直、道理ヲ以テ先トナス。唐堯・虞舜ノ再誕トイフベキカ」とまで評された泰時であったが（『民経記』仁治三年六月二十日条）、その泰時が寛喜の大飢饉の折には、良民の人身売買を認める法令を発しているのである。人道主義者であり、身分秩序を重んじた泰時が、なぜ人身売買を認めたのであろうか。どうやらこのあたりに卓抜した政治家としての北条泰時を知る手がかりがあるように思われるの

である。

良民の人身売買は、律令法で固く禁ぜられていた（賊盗律45略人条、同47第二等卑幼条）。それは鎌倉時代に至っても、些かも変わる事のない原則であり、天下の大法といふべきものであった。そのことは泰時の執政期に公布された嘉祿の新制からも確認出来る。これまで先学は、泰時が良民の人身売買を認めたことを、飢饉の惨状に対処する為の例外的処置、或いは超法規的処置等と評価してきた。しかし、如何なる事情があったにせよ、道理を重んじ、違法精神旺盛な泰時が、天下の大法を平然と破るような事をするであろうか。もし仮に泰時が、例外的処置である、あるいは超法規的処置であると主張したとするならば、それは泰時が立法の根柢を示すことができなかったということになる。だが明法道（律令法学）にも精通した泰時が、何の根柢もなく、国家公法に抵触するような立法行為を行なうはずはない。必ずやそれを合法化する法的ロジックがあったはずである。当該期の泰時は、未曾有の大飢饉に対処する為、次々と撫民政策を実施していったのであり、人身売買を容認したのも撫民政策の一環であった。したがって泰時が人身売買を認めたその意味を考える為には、立法に至る経緯をまず確認しておく必要がある。そこで本稿では、当該期に泰時が行なった諸政策の関連性を明らかにし、泰時の仁政の内実を追ってみたい。

一、建仁元年の泰時の徳政

泰時の撫民と言へば、入間田宣夫氏が紹介されて以来、建仁元（一二〇一）年の飢饉の際に若き泰時が伊豆北条で行なつた徳政が著名であるので、まずはこの事例から検討し、その後の泰時の徳政との繋がりを考えてみたい。

『吾妻鏡』建仁元（一二〇一）年十月六日条

江間太郎殿昨日下着豆州北条給。当所、去年依少損亡、去春庶民等根乏、^{トカス}失失耕作計之間、捧數十人連署状、給出挙米五十石。

仍返上期、為今年秋之処、去月大風之後、国郡大損亡、不堪飢之族已以欲餓死故、負累件米之輩兼怖譴責、挿逐電思之由、令聞及給之間、為救民愁、所被揚鞭也。今日、召聚彼數十人負人等、於其眼前、被燒棄証文畢。雖屢豊稔、不可有糺返沙汰之由、直被仰舍、剩賜飯酒并人別一斗米、各且喜悅、且涕泣退出。皆

合手願御子孫繁栄云々。如飯酒事、兼日沙汰人所被用意也。^⑧

稲の私出挙（私的債務契約）は、春に富裕農民や領主から播種用の糶等を借り受け、その年の秋に五割程度の利息を加えて返済するのが一般的であつた。春に良質な種糶を借り受ければ、収穫量は多く、年利五割といつても農民にはさしたる負担となるものではなかつた。しかし、右の記事中に「去年少シキ損亡ニ依り、去春、庶民等根乏シク、^⑨央バ耕作ノ計ヒヲ失フノ間、數十人連署状ヲ捧ゲ、

出挙米五十石ヲ給ハル」とある様に、前年が凶作となると、春に貸与されるはずの出挙米も減り、夏端境期の食糧にも事欠く有様で、農民は新たに出挙米を借り受ける必要があつた。右のケースにおいても、秋に通常の収穫があれば問題はなかつたはずなのだが、八月の台風で、農作物が大被害を蒙つた為に、農民達は餓死せん程に窮乏し、累積した負債の返済も出来なくなつたので逐電を囂つたといふのが、泰時が伊豆に下向するまでの状況であつた。八月の台風は、鎌倉にも被害を及ぼし、鶴岡八幡宮の門が倒壊していた。台風は諸国に飢饉をもたらし、九月二十日には、月や星の如きものが天から降る天変まで起つていたので、関東ではその対応策が囂られていた。『吾妻鏡』同年九月二十二日条には、天変地異が生じているのに、速やかに徳政を実行しない將軍頼家を北条泰時が批判する記事を載せている。

当時の社会においては、公武を問わず、為政者の不徳により災異が発生すると信じられていたので、天変・地異が起つたならば、為政者が速やかに攘災の為の徳政（仏神事の興行や撫民政策等）を行わねばならないと当時の有識者達は考へていた。^⑩

災異に無頓着な頼家を批判した十九歳の泰時は、飢饉により困窮せる領民を救済する為に直ちに伊豆北条へ下向した。そして債権者でもある泰時は、債務者の前で「証文」を焼捨てただけでなく（つまり返済を免除した）、食事や酒、さらには一人あたり一斗の米まで下行したのである。すると領民達は、喜悅、涕泣し、皆手を合わせ

て泰時子孫の繁栄を願ったという。

『吾妻鏡』は、治承四（一一八〇）年から文永三（一二六六）年までの幕府の事績を歴代將軍記の体裁（編年体）でまとめた史書であり、十四世紀初頭に幕府中枢の複数の者によって編纂されたと考えられている。¹¹『吾妻鏡』は、政権を担う北条宗家を顕彰する為に曲筆が多いのであるが、なかでも当該記事を載せる「頼家將軍記」は、その最たるものであった。¹²当該期は、北条氏が敵対勢力を排除しながら政治の表舞台に登場してくる時期であり、將軍家を押しさえ込もうと暗躍していた時期であった。とくに年若い二代將軍頼家とその外祖父北条時政との対立は深刻であった。『吾妻鏡』は、北条宗家の立場を擁護する立場から、頼家を暗愚で独裁的な暗君として描いている。時政が強引な手法で頼家の姻族である比企氏を滅亡に追い込み、頼家を失脚させるまでの一連の記事は特に曲筆が多い所と思われる。当該記事の場合も、大風によって飢饉が広がり、さらには天変まで生じているにもかかわらず賊翰にふける頼家と、領地へもどりと、撫民を行なう泰時という両者の行動の違いを対比させている。¹³右の『吾妻鏡』の記事も泰時の人格を讃える為の曲筆と評価してしまつて良いのであろうか。

ところで若かりし泰時が行なつたと『吾妻鏡』が伝える証文焼却「負債破棄の淵源は中国の「焚券」、「焼券」、「折券」であった。中国古代社会では消費貸借契約書にあたる木牌や木簡の類を債権者が焼き（「焚券」、「焼券」）、折り（「折券」）、削ることによって、債務を

帳消しにすることがあった。入間田氏は、仁井田陞氏が示された春秋・戦国時代から唐代に至る「焚券」、「焼券」、「折券」の事例を紹介された上で、戦国時代に活躍した斉の宰相孟嘗君の食客、馮驩による債務破棄の逸話と、北条泰時の逸話の共通点を指摘された。その上で、中国の仁政に憧れる泰時が馮驩の故事にならつて債券放棄を行つたのではないかと述べられた。¹⁴馮驩の逸話は「史記」孟嘗君列伝によれば、次のようなものであった。即ち、主命を受けて薛の債権回収に向つた馮驩は、まず酒肉を振る舞つて債権者一同を集めると、彼らの券書を調べ、利息が払える者には返済の期限を定め、貧しくして利息を払えない者については、その券を焼捨て、負債を免除してやつたという。そしてさらに彼らに飲食もすすめ、主人である孟嘗君への報恩を説いたという。彼らは、馮驩の言葉を聞くと、一斉に立ち上がり再拜して感謝したと記されている。

右の馮驩の逸話と『吾妻鏡』建仁元（一一二〇）年十月六日条の記事は、領民の反応に至るまで似ており、『吾妻鏡』編者の作為を疑つた方がよいかもしれない。確かに皆が手を合わせて泰時子孫の繁栄を願つたという所などは、馮驩の故事を知る『吾妻鏡』編者の脚色があつた様に思われるが、泰時の債券焼却までも事実無根として否定する必要はなからう。菊池康明氏が明らかにされた様に、天変・地異・疾疫・改元・即位等の際に、徳政として負債破棄を行なう慣行は古代以来、我が国においても広く認められており、¹⁵泰時もその先例にしたがつて、債権者の立場で債券焼却を行つた可能性が高い

からである。執権就任後、以下で述べる様な撫民政策を次々に実行していく泰時であれば、飢饉に喘ぐ領民を救済する手段を考えたはずである。当時の泰時は、長子とはいえ、江間義時の庶子であった。高い志を持ちながらも、将来に不安をもつ泰時が行なつた撫民政がこの債券焼却であつたと評価しておきたい。ただし、経史に明るい泰時であつたから債券を破棄することで「義」を買うことが出来ることを馮驩から学んでいたとは思われるけれども。¹⁶⁾

二、泰時の出挙実施命令

泰時の徳政の特徴が鮮明となるのは、寛喜の大飢饉の際の施策においてである。寛喜の大飢饉（寛喜三四年を頂点とする）と言えば、一一八〇年代前半の養和の飢饉と比較される鎌倉前半期を代表する大飢饉であつた。鎌倉時代には、天候の不順から「三〇五年の内に一回の割合で、間欠的・集中的に」飢饉と疫病が起こつたのである¹⁷⁾、寛喜の飢饉は予想以上の被害をもたらした。この頃、泰時は北条宗家の家督を父義時から継承し、執権―評定衆体制という新たな政治体制をスタートさせたばかりの状態であつた。

寛喜の飢饉は、寛喜二年の極端な冷夏に端を發した。¹⁸⁾この年の六月に、武蔵国金子郷や美濃国蒔田荘において雪が舞つたのも、飢饉を予測させる前触れであつた（『吾妻鏡』寛喜二年六月十一日条）。泰時は、早速「徳政」を行なうと決定し、次のような所感を述べてい

る（『同書』同月十六日条）。

『吾妻鏡』寛喜二年六月十六日条

十六日。丙子。晴。美濃国飛脚參申云、去九日辰剋、当国蒔田庄白雪降云々。武州太令怖畏給、可被行徳政之由、有沙汰云々。

濃州与武州、兩國中間、既十余日行程也。彼日同時有此怪異、尤可驚之。凡六月中雨脚頻降。是雖為豊年之端、涼氣過法。五穀定不登歟。風雨不節、則歲有飢荒云々。當時関東不廢政途。武州殊戰線恐々兮。彰善癉惡。忘身救世御之間。天下歸往之処。

近日時節依違、陰陽不同之条、匪直也事哉。（後略）

泰時は、関東においては正しい政道を行い、善を讃えて、悪を嫌い、身を忘れ世の人の為に尽くしてきたので、ようやく天下が治つてきたのに、天候が異常で、陰陽が整わないのは、ただことではないと嘆いている。二ヶ月後の八月には西国で大風が吹き、これが凶作の呼び水となつた。予想通り、寛喜二（一二三〇）年の秋は大凶作となり、翌三年は「去ル春ヨリ天下飢饉。此ノ夏死骸道ニ滿ツ。治承以後未ダ此ノ如キ飢饉有ラズ」（『百練抄』寛喜三年六月十七日条）という有様であつた。そして四年になつても飢饉状態はおさまらなかつた。¹⁹⁾それでは、泰時はこの大飢饉の折、如何なる徳政を行なつたのであろうか。『吾妻鏡』は、伊豆・駿河地方で行つた施策を次の様に伝えている。

『吾妻鏡』寛喜三年三月十九日条

十九日。乙巳。今年世上飢饉。百姓多以欲餓死。仍武州。伊豆

駿河両国之間施出米。可救其飢之由。被仰聞有倉廩輩。豊前中務丞奉行之。件奉書被載御判云々。

今年世間飢饉之間、人民餓死之由風聞。尤以不便。爰伊豆駿河両国入出米之輩、依不始施、弥失計略云々。早可入把馴出米之由、所被仰下也。兼又後日若有对捍、随注申可有御沙汰之由候也。仍執達如件。

寛喜三年三月十九日

中務丞実景奉

矢田六郎兵衛殿

右の条文については藤木久志氏が的確な解釈を行なっている。²⁰ 泰時は、自らが国務知行権を有する伊豆・駿河両国の裕福な「倉廩ヲ有スル輩」(即ち在地の有徳人)に対して出米米を貸し出すよう目代矢田六郎兵衛に命じたのである。しかし肝要なのは、既に藤木氏が指摘せるように、泰時が権力を用いて、有徳人に出米米の放出を強制したわけではなく、例年の如きルールで有徳人に出米米の下行を要請しているという所である。前述せる様に、建仁三元(一一〇二)年の飢饉の際の泰時は、出米米を提供する在地領主(債権者)の立場に過ぎなかったが、寛喜の飢饉の際には、国務知行者として、管内の在地領主や有徳人に出米米の提供を要請する立場にあったのである。泰時は、凶作を予想する有徳人が貸し倒れを怖れ、春先に必要不可欠な出米米の提供を躊躇している事が(「出米ヲ入ルルノ輩、施シヲ始メザルニヨツテ、イヨイヨ計略を失フ」)、飢饉を一層深刻なものにしてしまうと考えたのである。そこでその返済を自らが担保す

ることで、在地の窮状を救おうとしたのであろう。

有徳人に対する出米米提供の要請は、その後も何度か為されたようである。翌四(一一三三)年三月九日にも伊豆国仁科荘の荘民のために、出米米三十石の下行を命じている。勿論この場合も泰時が返済を担保している(「吾妻鏡」寛喜四年三月九日条)。在地社会の経済流通に過度に介入することをせず、在地の有徳人も窮貧民も共に利益を得る方法を勘案した泰時の救済策は在地でも歓迎されたはずである。泰時の支配下にあった伊豆・駿河国であったからこそ泰時がこの様な思いきった撫民策を行なうことが出来たのであろう。その年の十一月までに伊豆・駿河両国において窮貧民救済の為に下行した米は総計九千石にも及んでいた(「吾妻鏡」貞永元年十一月十三日条)。

また、泰時は全国の窮貧民を救済せんと、天福元(一一三三)年には、彼等が「大風」発生以前からの私出米の利息で苦しむことのないように、「大風以前ノ出米ハ、上下親疎ヲ論ゼズ、一倍を停止シ、五把利ヲ以テ一倍トナスベキ」法令を全国に下し、直ちにそれを実施する為の各国の担当奉行人を任命している(「吾妻鏡」天福元年四月十六日条・同年七月九日条)。「大風」とは大飢饉の呼び水となった寛喜二(一一三〇)年八月の大風のことであり、それ以前に貸し付けられた私出米までも対象として、これまでは、元本と同額(利一倍)となるまでは認められていた累計利息を、元本の五割を上限とするように命じたものであった。古代以来、徳政により公私出米米の未返済分が免除される場合は、免除令発令より二三年前以前の利米

または元利合計が債務打切りの対象となるのが一般的であったから、泰時もこれにならない、三年前の大風以降に累積した利息（利桶）の半減を命じたのであろう。

ところで、私出挙の利一倍と拳銭（錢出挙）の利半倍は当時の常法であり、嘉禄元（一二三二）年十月二十九日に公布された三十六箇条からなる公家新制（嘉禄元年令と略称）のなかにもこの事が規定されていた（「可禁断私出挙利過一倍、并拳銭利過半倍事」）。嘉禄元年令が発せられると、泰時は、直ちにこれを施行していたが、翌嘉禄二（一二三三）年正月二十六日にも、当該条文を含む三箇条を「厳制殊重」として再び施行した（追加法二五、一七条）。幕府としてもこの利息制限法を遵守徹底させようとしたのであろう。

この利息制限法が新制の徳政として公布されていることからわかる様に、これは利桶で苦しむ窮民を救済する為であった。嘉禄元年令には、私出挙の利息が「イマダ幾歳ヲ経ズシテ、忽チ数倍ニ及ブ」という当時の状況が記されている。

かくの如く公武政権によって利息制限が図られたにもかかわらず、寛喜大飢饉という未曾有の大飢饉により債務に苦しむ農民があとを絶たなかった。そこで北条泰時は、前述せる如く、飢饉時の非常手段として、さらに利息を引き下げ、私出挙の利半倍という特別法を制定し窮民の救済にあつたのである。一方朝廷の方は、寛喜三（一二三二）年十一月三日に四十二箇条からなる新制を公布し、「私出挙」や「拳銭」の利息制限法についても規定したが、その立

場は、嘉禄元年令の利息制限法を踏襲するのみで、新たな事態に対応する積極策を示すことはなかった。

十二世紀の保延の飢饉の際に有徳人（浮食大賈之人）と表現が「春ノ時ニ当リテ少分ヲ与へ、秋ノ節ニ及ビテ大利ヲ取」ったことにより、「窮民ハソノ力ニ堪ヘズシテ、家ヲ挙ゲテ逃亡シ、マタ永ク妻子ヲ売リテ、カノ奴婢ト為ラム」という状況に陥ったことが藤原敦光の勘文に記されているが（「本朝統文粹」所載「保延元年七月二十七日付藤原敦光勘文」）、寛喜の大飢饉の際も同じようなことが繰り返されていたはずである。

また「太平記」（卷三十五「北野通夜物語事付青砥左衛門事」）には、寛喜の大飢饉の際に、泰時の行なつた飢饉救済策が次の様に記されている。

寛喜元年ニ、天下飢饉ノ時、借書ヲ整ヘ判形ヲ加ヘテ、富裕ノ者ノ米ヲ借ルニ、泰時法ヲ被置ケルハ、「米年世直立ラバ、本物計ヲ借り主ニ可返納。利分ハ我添ヘテ返スベシ」ト被決定メテ、面々ノ状ヲ被取置ケリ。所領ヲモ持チタル人ニハ、約束ノ本物ヲ還サセ、自我方添利分、饑ニ返シ還サレケル。貧者ニハ皆免シテ、我領内の米ニテソ主ニハ饑ニ被返ケル。

右の泰時の出挙担保が、実際に行われた方法であつたか否かは定かでない。右の「借書ヲ整ヘ判形ヲ加ヘテ、富裕ノ者ノ米ヲ借ルニ」という文章からは、泰時が判形を加えた借書と引き替えに全国の有徳人から一括して米銭を借り受け、それを泰時自身が諸国の窮民

に貸し与えたように解釈できそうであるが、実際の法令には「来年になり非常事態が収束したならば、元本ばかりを借主に返済せよ、利息分については、泰時が借り主に返済する」と記されていたのであるから、泰時が一括して借り受け、それを直接窮貧民に貸し与えたわけではなく、判形を加え保証したのは、やはり有徳人が提供する出挙に対しての保証であったと思われる。これは寛喜三（一二三二）年以降、泰時が度々行なってきた前述せる保証方法と一致するものである。「太平記」の右の記事の中で注目すべきなのは、泰時が出挙を担保しただけではなく、自らの私財をもって、「所領ヲモ持タル人」に対しては利息分を補填し、「貧者」に対しては、利息分と元本までも補填した（つまり全免）というところであろう。そこまで踏み込んだ救済処置が実施されたかどうかは不明であるが、幕府政治を領導する立場に立った泰時が、未曾有の飢饉に対処するため、自らの領民に対してこのような救済処置を実施した可能性はある。

三、人身売買容認の歴史的意味

未曾有の大飢饉に対処するため、荘園領主等も倉をあげ、出挙米を提供したり、年貢の減免等を行った。農産物を再生産する為には、勸農をより積極的に行なう必要があったからである。しかし、荘園内では地頭と荘官等が少ない収穫物を奪い合い、自らが負担せねば

ならない公事を百姓等に転嫁し、彼らを下人の如く酷使したので、百姓等は生きるすべを失ってしまった。在地領主の対応が一層被害を拡大させたのである。鎌倉幕府は、飢民救済の為に、山野河海の「草木」「獸類」「鳥類」「海藻」等の分与を地頭等に命じたはずであるが、領主等にもその余裕はなかった。また幕府は、前述せる様に私出挙の利息を半減させる特別法を制定し、これに対処しようとしたが、右のような状況下で、百姓等の債務は累積し自らが奴隷に身を墮とす者、妻子眷属を奴隷として売り渡す者が跡を絶たなかった。餓死・逃散する者も相次ぎ、損田や不作田が次々に生じていた。

泰時は、地頭御家人達の違法行為を厳しく取り締まると共に、自由民の人身売買を容認するようになる（奴婢自体の売買はもとと認められていた）。法を厳守し、道理を重んずる泰時がなぜ、一般人の売買を認めたのであろうか。まずは次の延応元（一二三九）年四月十七日付の追加法一二二条を見よう。

追加法一二二条

一、A 寛喜三年餓死之比、為飢人於出来之輩者。就養育之功勞、

可為主人之由、被定置畢。B 凡人倫完買事、禁制殊重。然

而飢饉之年計者、被免許歟。C 而就其時減直之法、可被

返之旨、沙汰出来之条、甚無其罰歟。但兩方令和与、以当

時之直法、至紀返者、非沙汰之限歟。

延応元年四月十七日条

平判
散位判
(太田康運?)

(大江泰秀?)
前甲斐守 判

前山城守 判

(宇佐美祐時)

前大和守 判

(二階堂行盛)
沙 弥 判

右の追加法の大意を示すと次のようになる。

寛喜三年に餓死者が続出した頃に飢人を養育した者には、その功勞として被養育者に対する支配権を認める法を先に定め置いた。人倫売買はこれまで嚴重に取り締まってきたが、寛喜の飢饉に対処する為、許容してきたのである。いま飢饉の時に安値で売却した者の身柄を、売主が飢饉当時の安値で買い戻したいとの提訴がある様だが、それは認められない。但し売主買主双方が合意の上で今の価値に換算して買い戻すのならば問題は無い。

右の追加法から、寛喜三(一二三二)年の餓死者続出という事態に対処するため、「人倫売買」を容認してことが解る(ここでの「人倫売買」とは卑幼の者や臣従する自由民を売買することである)。また傍線部Cの部分からは、大飢饉の被害が終息した延応元年頃には、売却者と買得人との間で被買者の支配権をめぐる争いが頻発していたことも看取できる。当該期の人身売買に関する幕府の対応は次の延応元(一二三九)年五月一日付の追加法一一四条によって明らかとなる。

追加法一一四条

寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策

一、D人倫売買事、禁制重之。而飢饉之比、或沽却妻子眷属、

助身命。或容置身於富徳之家、渡世路之間、E就寛宥之儀、

自然無沙汰之処、F近年甲乙人等面々訴訟、有煩于成敗。

所詮於寛喜以後、延応元年四月以前事者、訴訟人共以京都

之輩者、不能武士口入。至關東御家人与京都族相論事者、

任被定置当家之旨、可被下知。凡自今以後、一向可被停止

売買之状、依仰執達如件。

(北条泰時)
前武藏守 判

(北条時房)
修理権大夫 判

(北条重時)
相模守殿

(北条時盛)
越後守殿

右の追加法一一四条の傍線部Dから、飢饉の際に、同居せる妻子親族等を養えなくなつた者が、彼等の命を救う為に売り渡したり、或いは親類筋の「富徳之家」にその養育を依頼することがまま有つたことが窺えよう。追加法一二二条の傍線部Aにも記されていた通り、養育者に対しても買得者同様の支配権が認められていたのである。

さて右の追加法一一四条の傍線部Eの部分(追加法一二二条の傍線部Bも同様)で人身売買を大目に見て幕府法廷においても敢えて取り上げなかつたと記すが、「吾妻鏡」や追加法では同じことを言葉

を変えて表現している。たとえば『吾妻鏡』延応元(一二三九)年五月一日条には「撫民ノ儀ヲ以テ、其ノ沙汰無キノ処」と記されているし、延応二(一二四〇)年五月十二日付の関東御教書(追加法一四二条)には、「禁制セラレバ、還ツテ人ノ愁嘆タルベキニ依リ、コレヲ無沙汰トス」と記されている。⁽³⁵⁾即ち、幕府は撫民の為、飢民救済の為に、人身売買を見逃してきたというのである。

それでは追加法一二二条傍線部Aの如き法はいつ制定されたのであろうか。その時期は不明であるが、嘉禎年間(一二三五―一二三八)頃に制定されたのではないだろうか。⁽³⁶⁾非常時に対処する為、自由民の人身売買問題に関しては曖昧にしてきた幕府であったが、これが社会問題となり、頻繁に幕府法廷に提訴される様になる。養育者の権利を認めた追加法一二二条傍線部Aの規範は、その為に立法されたものであった⁽³⁷⁾違いない。

生命を繋ぐ為に妻子親族等を他家に預けたり、売却せざるを得ない状況下ではその是非をめぐる争いも少なかったが、日常を取り戻すと、妻子親族等を手放した者達は、養育者にその返還を求めたり、買得者に買い戻しを請求したりするようになったらしい。⁽³⁸⁾債務の形に「妻子眷属」をとられていた者などは、何とか債務を返済し、妻子等を取り戻そうと奔走したはずである。それが、まさしく追加法一一四条傍線部Fの「近年甲乙人等面々訴訟シ、成敗二煩有り」という状況であった。またそれだけでなく、磯貝氏が紹介された事例

の様⁽³⁹⁾に、買得者が自分のもとから脱走し、売却者のもとへ逃げ帰った被買者(子供等)の返還を求めて提訴するケース等もあったはずである。かくなる状況に対処するために幕府が新たに制定した裁判規範が追加法一二二条であった。そしてその適用をめぐって六波羅へ下した指令が追加法一一四条であった。追加法一一四条の傍線部Fから追加法一二二条が寛喜三(一二三二)年から延応元(一二三九)年四月に至る人身売買を対象としていたことが確認出来る。

追加法一二二条において売却当時(飢饉時)の安値で買い戻さんとする売却者の要求が退けられている様に、泰時は、買得者の権利を擁護している。おそらく泰時は、窮貧民救済の為に果たした有徳人(「富徳之家」)の役割を高く評価し、彼等に報いねばならないと考えたのであろう。前述せる様に有徳人に対しては、出挙米の供出等も要請しており、彼等の協力なくして飢饉時の非常事態は乗り切れないことを泰時はよく認識していたのであろう。ただし磯貝氏のように、「幕府が買得者・養育者側の階級的利益を」一方的に擁護したと考えることも問題がある。氏は、追加法一二二条傍線部Cの「両方和与セシメ、当時ノ直法ヲ以テ、糺シ返スニ至リテハ。沙汰ノ限ニアラザルカ」の部分解釈され、「被買者を解放する手段としては、唯一、買得者の同意の下で、この時点の相場値段段で買い戻すという方法のみが合法とされたのである。これにより、貧しい中で苦勞して買い戻し金を整えたとしても買い戻しが可能か否かは最終的には買得者の意志に委ねられているということにな」と指

摘されている。⁽⁴⁰⁾しかし、「両方与セシメ」という文言からもわかる様に、買得者の一方的な判断で買い戻しの可否が決せられたわけではなく、売却者、買得者双方の合意が必要であった事は言うまでもない。泰時は、売買時の安値で買い戻そうとする売却者の請求を不当なものとして退けた上で、⁽⁴¹⁾現在の価値に換算し直したり、養育料を加算したりして、買得者や養育者が納得出来る額を当事者間で調整するように指示したのである（勿論支配下に置いている買得者側にイニシアティブがあったことは言うまでもない）。

ところで、右の追加法一一四条からは、訴訟管轄が異なる「京都之輩」までが、当該問題を解決せんと六波羅に提訴したのであることがわかるが、なぜ彼等は敢えて武家の法廷に提訴したのであろうか。それはやはり幕府が独自に良民の人身売買を公認していたからに違いない。当該期の法家問答等を見れば明らかな様に、公家側はこのような状況下においても良民の売買を全面的に禁ずる原則論を貫いていた。⁽⁴²⁾したがって当該問題を合法的に解決するためには、それに関連する規範を定めている武家の法廷に提訴するしかなかったのである。⁽⁴³⁾

しかし右の延応元（二二三九）年五月一日付の追加法一一四条末尾に「凡ソ自今以後、一向ニ売買ヲ停止セラルベシ」とある様に、泰時は、延応元（二二三九）年五月以降の人身売買を固く禁じた。この原則を六波羅探題に貫徹させるために、この追加法一一四条は発せられたのである。これにより人身売買を認める一連の法規範

が、飢人救済の為の臨時法であったことを内外に知らしめようとしたのであろう。

泰時が、国家公法たる律令法の原則に反することを承知の上で、人身売買を容認したのは、人身売買が飢民の命を繋ぐ最後の手段であったからである。まさにそれは未曾有の大飢饉を乗り越える為の非常手段であった。ところで、非常時に特別法を立法し、これに対処するという手法を泰時はどこから学んだのであろうか。結論から述べると、泰時は、国家公法たる律令法からこれを学んでいたと思われる。

たとえば、不測の事態が起って、通常法律を適用したのでは具体的妥当性に欠けるといような場合、律令法では、法の上に立つ天皇が、臨時の「格」を発して、律令の条文を修正した。⁽⁴⁴⁾「格」とは「時を量つて制を立つ」ものであり、往々にして「律令を破る」ものであった（令集解巻首の令総序⁽⁴⁵⁾）。しかし「格」は、非常の断による臨時の処分であって、特別法に過ぎなかつたから（勿論水格となる場合もある）、状況が変化すれば、「格」法は何度でも改廃される運命にあつた。

泰時が発令した人身売買を認める追加法は、まさに非常の断であり、臨時の「格」法的性格を有するものであつたと思われる。つまり当該追加法は、飢饉が収束するまでの臨時法として制定されたものであつたと言えよう。単なる例外的処置、或いは超法規的な処置として泰時が人身売買を認めたわけではなかつたのである。繰り返

しになるが、泰時が人身売買を認めたのは、それが家族共に餓死せんとする民を救済する唯一の手立てであつたからである。窮貧民は、妻子等売ることと何とかを繋ぎとめるとともに、売られた妻子等も買得者のもとで、寝食が保証されたのである。泰時であれば、人身売買を認める法を發する際に、被買者の保護を買得者に対して義務づけたはずである。飢饉が収まった後に、安価で買い戻すことを泰時が許さなかつたのも、そのような経緯があつたからではないだろうか。

藤木久志氏は、寛喜の幕府法以降、我が国では飢饉奴隷の習俗が広く認められるようになると指摘されているが、飢饉奴隷を認める特別法を泰時が史上初めて制定した意義は大きい。古代以来、飢饉に喘ぐ窮貧民を救済する為には、人身売買を認めるべきではないのかという事が繰り返し論議されてきた⁽¹⁸⁾。しかし朝廷は、如何なる理由があろうとも身分秩序を紊乱させる人身売買は許されないと原則論を堅持してきた。寛喜に起こつた未曾有の飢饉に際しても、朝廷はこの姿勢を些かも変えることがなかつた。

ところが泰時は、朝廷のこの原則論に不満を抱いた。建前を論じ困窮せる民を見殺しにするのは、人道的にも、また民を撫育する立場にある為政者としても許されることではないというロジックを用いて立法を正当化したに違いない。眞の撫民とは何かということも朝廷に問い、自らが信ずる撫民政策を実践したのが北条泰時であつた。良民の人身売買を禁ずるのが撫民の為であるように、大飢饉と

いう非常事態に、その売買を認めるのもまた撫民の為であつた。未曾有の飢饉に対処する為に人身売買を容認することは、撫民という律令の目的と矛盾するものではないと泰時は確信していたはずである⁽¹⁹⁾。律令の法理に通曉せる泰時だからこそ、人身売買容認令を發することが出来たと評価したい。

おわりに

寛喜二（一二二八）年の異常気象に端を發した類をみない大飢饉に対処するため、公武両政権は、種々の対策（徳政政策）を講じた⁽²⁰⁾。しかし実施された諸政策を比較すると両者にはかなりの温度差があつた。攘災の為の祈祷を盛んに行ない、神仏の加護を求めた点は公武変わることがなかつたが、両者が行つた撫民政策を比較するとその違いは顕著である。武家が私出挙の利息制限令や人身売買容認令を發し、積極的に対処したのに対し、公家側は米価の高騰を防ぐ為の価格統制を行なうのみで「百練抄」寛喜二年六月二十四日条、有効な飢民救済策を立案・実施することはなかつたのである。これは恒例の如き徳政を形式的に行なつておけば事足りると考えた公家側と、民の声に耳を傾け窮貧民を救済する手段を模索した泰時との違いであろう⁽²¹⁾。たとえば公武を問わず、過差禁制を下し、儉約につとめ、行事も簡素化されたが、公家社会においてはまったく有名無実化していた⁽²²⁾。ところが泰時は、御家人達に過差を厳しく戒め、酒

宴等をとりやめると共に、自らがその手本となる様に、疊・衣裳・烏帽子等の新調を避け、夜は燈火を用いず、昼食を抜くなど粗食に耐えたと「明恵上人伝記」等⁵⁴⁾は伝えてゐる。歌人藤原定家もその日記に「万邦ノ飢饉、関東ノ権勢以下常膳ヲ減ズルノ由、閭巷ノ説耳ニ滿ツト云々」と記してゐるので事実を伝えたと見えよう（「明月記」嘉禄元年十月十六日条）。

如上の様に泰時の撫民政策は、貧窮民の立場に立つて積極的に行われたが、それを特徴づけるのは、やはりバランスの良さであろう。たとえば飢饉の被害が深刻なものとなつてきた寛喜三（一二三二）年の春に泰時は、窮貧民を救おうと、伊豆・駿河両国の有徳人に出挙米の提供を命じたが、決して無理強ひせず、その返済を自らが担保することで、在地の有徳人も窮貧民も共に利益を得る方策を勘案してゐた。また飢饉がおさまつた段階においても彼の立場は公正であつた。債務奴隷となつた妻子等を買戻し戻そうとする売却者と買得者との間でその価格をめぐる相論が頻発したが、泰時は、双方の「和与」により合意出来る額を算出するように命じてゐる。貧窮民の救済だけにとらわれることなく、有徳人の立場をも考慮した撫民政策を泰時は実行したのである。在地経済の健全化には有徳人の果たす役割が大きいことを認識してゐたからであらう。天福元（一二三三）年に特別法として立法した私出挙半倍法も債権者と債務者との利害を調整したものと評価する事も可能である。この他に注目される泰時の撫民政策としては、貞永元（一二三二）

年十一月に泰時の所領美濃国大樽庄において行われた救恤行為を挙げる事ができよう（「吾妻鏡」貞永元年十一月十三日条）。泰時は、大樽庄等の年貢を免除しただけではなく、近くの株河駅において、流人を招き寄せ施行を実施してゐる。これは領民や流人を救済せんとしたものであるが、あるいは飢えや病から旅行者を守る為に設置された古代の布施屋の如き施設の建設を試みたのかもしれない。この際に流人が望めば彼等を大樽庄に留め置き扶持することを命じてゐることから、清水亮氏は、流亡民を編成して荒廢田の復興や荒野開発を行わせようという狙いが泰時にはあつたのではないかと指摘されてゐる⁵⁵⁾。確かに泰時であれば、賑給や課役・負債の減免といった対処療法だけでは満足しなかつたはずである。荒廢田の復興や新田開発を積極的に行わせることにより、生産を向上させ、飢饉の際の被害を少しでも抑制しようと考えたはずである。仁治二（一二四二）年十月に武蔵国で大規模な新田開発が計画されたのも（「吾妻鏡」仁治二年十月二十二日条）、この点から評価すべきものであらう⁵⁶⁾。

注

- (1) 日本古典文学大系本「神皇正統記 増鏡」（岩波書店、一九六五年）一六二頁。
- (2) 拙稿「北条泰時の道理」（『日本歴史』七七四号、二〇一二年）を参照されたい。

(3) 勿論、財産である奴婢の売買は許されていた。それは武家社会でも同様であり、「御成敗式目」第四十一条「奴婢雑人事」に「奴婢」「雑人」の所有権について規定がある。なお中世奴婢制についての研究史は、磯貝富士男氏の「日本中世奴婢制論」序論（校倉書房、二〇〇七年）を参照されたい。

(4) 牧英正氏「日本法史における人身売買の研究」（有斐閣、一九六一年）九六頁。

(5) 近年の研究においては藤木久志氏が「飢饉の年だけの超法規的時限立法」と説明しているし（同氏「飢饉と戦争の戦国を行く」朝日新聞社、二〇〇一年、二二頁）、田家康氏も「超法規的措置」と評価している（同氏「氣候で読み解く日本の歴史―異常気象との攻防 一四〇〇年―」日本経済新聞出版社、二〇一三年、一一二頁）。

(6) さしあたり拙稿「御成敗式目」編纂試論（林信夫・新田一郎編「法がうまれるとき」創文社、二〇〇八年）を参照されたい。

(7) 入間田宣夫氏「百姓申状と起請文の世界―中世民衆の自立と連帯―」（東京大学出版会、一九八六年、二七九頁）。

(8) 以下所引の「吾妻鏡」はいずれも新訂増補国史大系（普及版）を用いた。

(9) そのことは、井原今朝男氏「中世の借金事情」（吉川弘文館、二〇〇九年）一四頁に簡潔に記されている。なお菊池康明氏は、私出挙は、財物出挙（銭、酒等）、稲粟出挙を問わず、原則として一年（実質的には春に出挙し、秋冬に返済する）に五割の利息であったことを

指摘しておられる（同氏「日本古代土地所有の研究」第四章第四節「私出挙」、東京大学出版会、一九七八年「復刊」）。

(10) 中世の徳政に關しては、下村周太郎氏が近年、「鎌倉幕府と天人相関説―中世国家論の観点から―」（『史観』第一六四冊、二〇一一年）、「中世前期京都朝廷と天人相関説―日本中世（国家）試論―」（『史学雑誌』第一二一編第六号、二〇一二年）等を発表され、その実態が明らかになってきた。

(11) 五味文彦氏・井上聡氏「吾妻鏡」（『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館、二〇〇一年）を参照されたい。

(12) 各將軍記ごとに編纂方針が異なることについては、石田祐一氏「吾妻鏡頼朝記について」（『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）を参照されたい。

(13) 小林直樹氏「吾妻鏡」における頼家狩獵伝承―北条泰時との対比の視点から―（『国語国文』第八十卷第一号、二〇一一年、一一頁）において、当該記事の曲筆を疑う先学の見解を紹介している。

(14) 前掲注（7）入間田氏書二八三頁。

(15) 前掲注（9）菊池氏書第三章第五節「不動産質」を参照されたい。

(16) 「戦国策」（齊四）においては馮驩が主人孟嘗君に焼券の意味を「君ノ為ニ義ヲ市フ」と説明している。

(17) 前掲注（5）藤木氏書九頁。

(18) 田家康氏は、注（5）前掲書一〇〇頁において寛喜二年の冷夏と暖冬はエルニーニョ現象によるもので、この異常気象は世界的なもの

であったと指摘する。

(19) 飢饉の具体的な状況については、注(3) 磯貝氏前掲書第二部第二章「寛喜の飢饉と貞永式目の成立」が詳しい。

(20) 前掲注(5) 藤木氏書二七頁。

(21) 「吾妻鏡」天福元年四月十六日条に五割を「一倍」即ち一〇〇パーセントとすると記されている。

(22) 前掲注(13) 菊地氏書二五三頁。

(23) 「吾妻鏡」天福元年七月九日条には「大風以前ノ出挙ノ利倍ノ事、窮民ヲ救ハンガタメニ減少ノ法ヲ定メラレ、畿内西国ノ事ハ六波羅ニ仰セラレヲハンヌ」と記されている。

(24) 笠松宏至氏は、この私出挙の利一倍と拳銭の利半倍について、利一倍を二倍、利半倍を一倍と解釈しておられるが(「中世政治社会思想上」(岩波書店、一九七二年、一〇九頁(追加法17条の頭注)、中口久夫氏がその誤りを指摘されている通り、利一倍は一倍、利半倍は、二分の一倍である(同氏「一倍」の語義)「國史學」第一三六号、一九八八年)。

(25) 「吾妻鏡」は、嘉祿元年十月二十九日を幕府が嘉祿新制を施行した日とするが、この新制は同日に公布されているのだから、この日に施行されるはずはない。同書編纂上の錯誤であろう。佐々木文昭氏は、翌年正月二十六日に三箇条が幕府によって再施行されたことについて、より徹底化を図るためであったと指摘されている。妥当な見解であろう(同氏「中世武家新制の研究」吉川弘文館、二〇〇八年、

一八五頁)。

(26) 追加法第一七条に引用されている。

(27) 建長七年の追加法三〇六条では、私出挙、拳銭いずれも利一倍を上限としているので、このときの利半倍法は時限立法であった可能性が高い。

(28) 第四二条「可停止私出挙利過一倍并拳銭利過半倍事」。寛喜三年十一月三日付新制については、水戸部正男氏「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)第四章「鎌倉時代の公家新制」を参照されたい。

(29) この敦光勘文は、「古代政治社会思想」(岩波書店、一九七九年)にも掲載されている。

(30) 「明恵上人伝記」(たとえば「明恵上人資料第二」所載の「明恵上人伝記断簡」)にも同内容の文が掲載されているが、「太平記」の文章の方が簡潔でより原文に近いと思われるので、「太平記」の文章を載せた。

(31) 前掲注(3) 磯貝氏書第二部第二章第二節「飢饉状況下の公事・年貢の重圧」を参照されたい。

(32) 寛元二年十月十二日付追加法二二六条、正嘉三年二月九日付追加法三二三条からその事は推測できる。そのことは前掲注(5) 藤木氏書において言及されている。

(33) 以下所引の追加法は、「中世法制史料集第一巻、鎌倉幕府法」(岩波書店、一九五五年)に従った(追加法の番号も本書による)。

(34) 「人倫売買」という表記については、前掲注(4) 牧氏書一〇三頁

を参照されたい。

(35) また豊後守護大友氏が発令した仁治三年正月十五日付「新御成敗状」の「人倫売買事」(追加法一七八条)には、「関東御教書ニ云ク、寛喜飢饉ノ比ハ、固ク禁制有ラバ、還ツテ人ノ煩タルベキニ依リ、愁ニ無沙汰トス」とある。

(36) 磯貝氏は、注(3)前掲書第二部第三章において、傍線部Aの規範を、この追加法一・二条によつて立法されたものと解しておられるけれども、それは失考であらう。

(37) 笠松宏至氏は、注(24)前掲書八七頁頭注において当該法の立法時期を、「參64条(中世法制史料集第一卷)に「飢饉養養、自寛喜三年至同四年秋、為養養」とある所からみて恐らく四年(貞永元年)末頃の立法か」と指摘しておられる。

(38) 具体的な事例については、注(2)磯貝前掲書二五七―二六一頁を参照されたい。

(39) 前掲注(3)磯貝氏書二四八頁。

(40) 前掲注(3)磯貝氏書二六六頁。

(41) 井原今朝男氏は、飢饉の折に、人の売買価格が通常の十分の一になつた事例を紹介されている(前掲注(9)井原氏書一五九頁)。

(42) 磯貝氏は、注(3)前掲書二四八―二五六頁において、内閣文庫所蔵嘉祿三年大饗次第の記録の紙背文書を紹介され、これが人身売買の当否を問う法家問答であることを指摘された。この明法博士の勘答では、律令法の原則が確認されているだけである。勿論、当該期に良

民の人身売買を容認する格などが発せられた形跡もない。

(43) 寛喜二年六月二十四日の宣旨により、米価の抑制を図つたり(「百練抄」同日条)、寛喜三年十一月三日の宣旨第四十一条「可勒制棄病者孤子於京中路邊事」で捨て子を禁じたりはしていた(「鎌倉遺文」古文書編第六卷四二四〇号)。

(44) 磯貝氏は、注(3)前掲書二六九頁において、京都の輩が、六波羅法廷に参訴した理由を「訴人にとつて、今まで公家政権下で行われていた原則によつて裁かれるよりも、四月十七日に幕府から打ち出された買得者の権利を全面的に認めた規定により裁かれる方が、自己に有利であつたからに他ならない」と指摘しておられる。ただし、人身売買の合法性を前提とした上で、債務契約の内容を問題とする場合もあつたはずであるから、売却者が六波羅へ提訴するケースもあつたはずである。また本論でも述べた様に、磯貝氏が、四月十七日の追加法一・二条を買得者の権利を全面的に認めたものと解する点には疑問がある。

(45) この「格」は、格法典の意味ではなく、単行法令としての「格」であることは言うまでも無い

(46) 令集解巻首の令総序には「未知。格式何物。答。格者。蓋量時立制。或破律令而出矣」とある(新訂増補国史大系「普及版」〔令集解〕第一、吉川弘文館、一九八二年、七頁)。なお瀧川政次郎氏の「令集解巻首の令総序」(律令研究会編「訳注日本律令一、首巻」所収、東京堂書店、一九七八年)も参照されたい。

(47) 前掲注(5) 藤木氏書二二七頁を参照されたい。

(48) たとえば、前掲注(4) 牧氏書第二章「律令における人身売買法」などを参照されたい。

(49) 「格」法の基本的な性格として大事なものは、表向きは「律」「令」に反する様に見えても、その立法の目的は、決して「律」「令」の目的と矛盾するものではなく、究極的には両者は一致するという点にある。この事については小林宏先生が律令研究会の席上等で常日頃、指摘しておられる。

(50) 公武の具体的な飢饉対策については、磯貝氏の研究が詳しい(注(3) 磯貝氏前掲書第二章第三節)。

(51) 安貞元年の飢饉の際の泰時の態度も同じであった。この年朝廷は、飢饉にも関わらず伊勢神宮役夫工米を全国に課してきた。泰時は、困窮する民の為に一旦これを拒絶するが、朝廷からの度重なる要請を受けると、泰時は、自らが管する駿河・伊豆国においては有徳人に出米を提供させてこれに当て、その利子ともども泰時が肩代わりしていた(『吾妻鏡』嘉禄三年五月二日条)。

(52) 当該期の公家徳政に見る儉約や過差禁制が形式的なものであった事については、下村周太郎氏「中世前期京都朝廷と天人相関説―日本中世(国家)試論―」(注(10) 前掲論文五六頁)を参照されたい。

(53) 『吾妻鏡』寛喜三年正月二十九日条。

(54) 「明恵上人伝記断簡」(『明恵上人資料第一』東京大学出版会、一九七一年、五八六頁)「梅尾明恵上人伝記 卷下」(『明恵上人集』岩

波書店、一九八一年、一九一頁)などに見えている。また日本古典文学大系本「太平記 三」卷三十五「北野通夜物語事付青砥左衛門事」(岩波書店、一九六二年、三二二頁)にも、ほぼ同文が掲載されている。

(55) 清水亮氏「鎌倉御家人制の政治史的研究」(校倉書房、二〇〇七年)一〇七頁。

(56) 安田元久氏が「鎌倉執権政治―その展開と構造―」(教育社、一九七九年)一一七頁において既にその点を指摘している。